

今月のトピックス

バーベキューでの事故に注意してください！

(事例1) 野外でバーベキューをしていた際、キャンプ用のガスバーナー3個を使用していたところ、携帯用ガスバーナーの1個が爆発し、周囲の人が顔や腕などにやけどを負った。
→キャンプ用のガスバーナーの回りを、コンロの油汚れを防ぐアルミホイル製の衝立で囲っていたため、ガスボンベが過熱し、爆発したものと推定されます。ガスバーナーの回りを衝立などで囲うと放熱が妨げられ、ガスボンベが過熱し爆発することがありますので、十分に注意してください。

(事例2) 炭に着火剤をつけ火を点火したが30分たっても炭に着火しないため、着火剤をつぎ足したところ、「バーン」という音とともに、小さい火の玉が飛び周囲の芝が燃え、周囲の子どもが足にやけどを負った。
→製品の注意事項で禁止されている「火をつけている状態で着火剤をつぎ足す」という行為をしたため、着火剤の成分が気化しガス状となって火が走り、事故になったものと推定されます。

夏休みの季節になり、ご家族、ご友人とバーベキューをする機会も多くなる時期です。使用する器具の使用法を守り、安全で楽しい時間を過ごしましょう。

nite製品安全情報マガジン より

◇ 平成23年6月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故					その他の主な製品の内訳
	ウォーターサーバー	エアコン	ACアダプタ	その他		
17	20	2	2	2	14	・運動器具 ・電気こんろ ・オーブントースター ・延長コード ・無線操縦機 ・扇風機 ・除湿乾燥機 ・靴(パンプス) ・冷蔵庫 ・椅子 ・携帯電話用電池パック

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

製品のリコール情報について

リコール情報は、製品に何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性があるもののほか、消費者が製品を安全に使用するための予防的措置として、事業者が回収、修理等を行うものについて、消費者への注意喚起等を含め、情報提供を行うものです。

リコール情報については経済産業省HP内「製品安全ガイド」に掲載されるほか、新聞等にもその都度記事として掲載されます。製品安全ガイドでは平成19年5月14日以降の情報が閲覧できますので、お手持ちの製品がリコールの対象となっていないか確認していただくとともに、リコールの対象製品をお持ちの場合は、その製品の使用を控える、速やかに事業者問い合わせ先電話番号に連絡するなど対策を講じ、製品事故を未然に防ぎましょう。

経済産業省 製品安全ガイド リコール情報
(http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)